

第 3 次 土 浦 市 教 育 大 綱

令 和 4 年 3 月

土 浦 市

はじめに

現在、少子高齢化やグローバル化、急速な技術革新の進展により、社会が急激に変化し、人々の価値観も多様化する中、新型コロナウイルスの感染拡大など、予測困難な時代を迎えています。また、地域におきましては、家族形態の変化や価値観、ライフスタイルの多様化等により、支え合いやつながりの希薄化などが問題となっております。

このたびの「第3次土浦市教育大綱」の策定においては、変化の激しい時代の中で、ウィズコロナ、そしてポストコロナを見据えて、市長と教育委員会で構成する総合教育会議において協議・調整を重ねてまいりました。新たな教育大綱が、本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の根本方針となるように「夢と希望を持ち誰もが輝く 元気な土浦の人づくり」を基本理念と位置づけ、その実現に向けて「5つの基本方針」を掲げております。

本市は、第9次土浦市総合計画で「夢のある、元気のある土浦」を将来像としております。第3次土浦市教育大綱は、この上位計画とともに、「まち」を支えている子どもから大人までのすべての市民がそれぞれ抱く夢や希望をかなえることができるよう、個性と多様性を互いに尊重し、その人らしく暮らすことができる、あたたかさあふれる地域社会の構築にむけた「人づくり」を推進してまいりますので、市民の皆様のより一層のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

令和4年3月
土浦市長 安藤 真理子



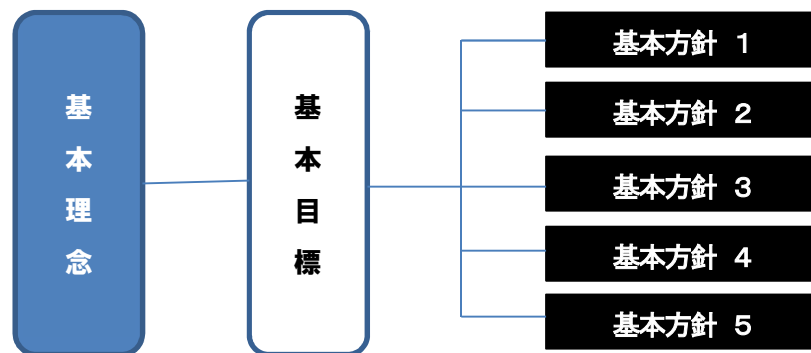
1 大綱策定の趣旨

この大綱は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3の規定に基づき、市長が本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱として定めるものです。

2 大綱策定の考え方

本市の教育行政は、土浦市総合計画に基づき、施策の指標と目標値を設定し、各種施策に取り組んでいることから、総合教育会議における協議・調整の結果により、第9次土浦市総合計画基本構想の教育に関する施策（第4章第1節）を基本として、土浦市教育大綱を定めるものです。

○教育大綱の構成



3 対象期間

令和4年度から令和13年度までの10年間を対象期間とします。

※ 第9次土浦市総合計画の基本構想の期間（令和4～13年度）に合わせた期間とするものです。

4 持続可能な開発目標（SDGs）の達成

平成27（2015）年9月に、国連において開催されたサミットにおいて、全会一致で採択されたSDGs（持続可能な開発目標）は、「誰一人取り残さない」という理念の下、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、令和12（2030）年を年限とする17の国際目標が掲げられており、本市においても、SDGsの理念・考え方を十分に踏まえ、様々な評価軸を組み込んだ上で、各施策・事業を推進していく必要があります。

教育大綱においても、特に関連の深いと思われるゴールを明記し、政策や施策の推進によりSDGs達成への貢献を掲げます。

5 基本理念

『夢と希望を持ち 誰もが輝く 元気な土浦の人づくり』

6 基本目標

未来を担う子どもたちが、心身共に健やかに成長できるよう、時代の変化に応じたより良い教育環境の整備と学校教育の充実を図ります。

また、人生100年時代の到来を見据え、ライフステージに応じて、個々が希望する生き方を選択できるよう、多様な生涯学習の機会を提供するとともに、スポーツに親しむ環境の充実を図ります。

さらに、長い歴史に培われた誇り高い文化・芸術・風景を守り、次の世代に引き継ぐ取組を推進します。

7 基本方針

次の5つの基本方針により、本市教育行政の推進に取り組んでいきます。



少子化の進行及び子どもたちの多様化の進展により、ますます重要性を増す学校教育について、保護者及び関係機関と連携を図りながら、更なる充実を図ります。また、市内全域での教育の機会均等と公平性の確保を図るための環境整備に努めます。

さらに、急激に進む情報化社会に対応するための情報活用能力の向上と合わせて、情報技術を活用した学校教育の在り方についても検討を進めるとともに、子どもたちが自ら主体的に課題に対応し、解決する力を身に付けるための教育を推進します。



少子化や家族形態の変化等により、子ども同士のコミュニケーションや異なる年齢層との交流が減少し、社会性や心の豊かさを育む機会が少なくなっています。そのため、豊かな社会性を養う社会活動への参加を推進する仕組みづくりや、学校・地域社会が連携して、貴重な学びや成長の機会の充実、子どもたちの居場所づくりに取り組んでいきます。

基本方針 3

本市の特性を生かした スポーツ活動の推進



本市では、霞ヶ浦でのウォータースポーツや筑波山麓でのスカイスポーツ、全国屈指のサイクルスポットであるつくば霞ヶ浦りんりんロードでのサイクリングなど、様々なスポーツに親しむことができます。

そのような本市の特性をPRするとともに、施設の維持管理・改修による魅力向上、利用手続の簡略化、スポーツイベントを契機とした関心の喚起等、誰もがスポーツに魅力を感じ、楽しく安全に利用できる環境の提供に努めることで、市民の健康増進や生きがいづくり、生涯スポーツ活動の推進につなげていきます。

基本方針 4

多様なニーズに対応した 生涯学習の推進



市民の多様なニーズに対応した学びの機会の充実に努めるとともに、既存の活動の支援、活動拠点となる施設の老朽化対策などを行い、市民が自主的に学ぶことができる環境の整備に努めます。

基本方針 5

歴史・文化遺産の保存・継承と 文化芸術活動の推進



本市の先人から引き継がれた貴重な歴史・文化遺産を適切に保存し、次の世代に継承するため、文化財の保存活用や施設の老朽化対策に努めます。

また、市民一人ひとりが文化芸術に関心を持ち、生きがいや心の豊かさを育み、うるおいのある生活を送ることができるよう、市の文化芸術活動の拠点施設を有効活用し、市民が文化芸術鑑賞に親しむ環境の整備を推進するとともに、市外の人たちも活動する場所として活用できるようにすることで、関係人口の創出を図ります。